

新型コロナウイルスの影響を踏まえた消防法令の運用について

掲載日:2020年5月13日

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛要請がなされたことを踏まえ、消防法や岳南広域消防組合火災予防条例により義務付けられる報告や届出等について、当面の間、弾力的な運用(実施の延期)を行うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、消防用設備等の点検報告など、防火対象物の維持管理に関する事項が遅延する場合は、必要に応じ、消防計画等に基づき自主点検を実施するなど適切な安全対策を講じるようにしてください。

実施を延期してもよい報告・届出等

次の報告や届出等については、当面の間、実施を延期していただいて構いません。ただし、履行義務が免除されるわけではありませんので、新型コロナウイルス感染症の感染流行が収まった後、速やかに実施してください。

実施を延期してもよい報告・届出等
1. 消防訓練の実施
2. 消防用設備等の点検及び結果報告
3. 防火対象物点検及び結果報告
4. 防災管理点検及び結果報告
5. 防火・防災管理者選任(解任)届出 (講習会延期に限る)
6.火災予防条例第43条から第46条までに係る届出 ※火災予防条例第45条に関する届出が遅延する場合は、当該条例に係る行為を実施する前に最寄りの消防署に電話でご連絡下さい。
7.その他延期にすることが社会通念上妥当と判断するもの。
8.その他 1~7以外のものについては消防署までお問い合わせください。 ・問い合わせ先 中野消防署 電話 0269-23-0119 山ノ内消防署 電話 0269-33-3119 豊田消防署 電話 0269-38-2355

危険物施設における定期点検について

消防法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づく定期点検のうち、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)第 62 条の 5 に規定する内部点検、第 62 条の 5 の 2 に規定する漏れの点検等について、人員や資機材を手配することができないこと等により実施することが困難な場合にあっては、当面、下記の(1)及び(2)に掲げる措置により定期点検を実施して下さい。

1 日常点検を実施し、特に当該貯蔵所等で貯蔵等を行う危険物の残量の管理を的確に行うなど、事故の発生防止及び早期発見を徹底すること。

2 漏れ等を発見した際の速やかな応急体制を確保しておくこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策の緊急措置により当該施設を連続運転させる必要がある場合にあっては、目視等可能な範囲で点検を実施するとともに、機器の作動についてメーカー等の要領に従い適切に管理することにより、定期点検を実施して下さい。

これらの場合においては、従前のおおりの点検が可能になった際に速やかに点検を実施してください。また、これらの対応については記録を作成し、保存してください。